



青森県高等学校等教育改革促進基金条例をここに公布する。

令和八年三月十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

### 青森県条例第一号

#### 青森県高等学校等教育改革促進基金条例

##### (設置)

第一条 県が国から交付を受ける高等学校等教育改革促進事業費補助金により、県立高等学校等における教育の改革を促進するための事業に要する経費の財源に充てるため、青森県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

##### (積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける高等学校等教育改革促進事業費補助金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

##### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

##### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、県立高等学校等における教育の改革を促進するための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十八日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二号

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数に関する条例(昭和三十三年十二月青森県条例第四十八号)の一部を次

のように改正する。

第一条中「四十八人」を「四十六人」に改める。

第二条中「並びに公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十三号）附則第三条」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

選挙区		議員数
名称	区域	
青森市	青森市 東津軽郡平内町 東津軽郡今別町 東津軽郡蓬田村 東津軽郡外ヶ浜町	十一人
弘前市	弘前市 中津軽郡西目屋村	六人
八戸市	八戸市 三戸郡階上町	八人
黒石市	黒石市	一人
五所川原市	五所川原市 北津軽郡中泊町	二人

上北郡	南津軽郡及び北津軽郡	平川市	つがる市	むつ市	三沢市	十和田市
上北郡野辺地町 上北郡七戸町 上北郡六戸町 上北郡横浜町	南津軽郡藤崎町 南津軽郡田舎館村 北津軽郡板柳町 北津軽郡鶴田町	平川市 南津軽郡大鰐町	つがる市 西津軽郡鱒ヶ沢町 西津軽郡深浦町	むつ市 下北郡大間町 下北郡東通村 下北郡風間浦村 下北郡佐井村	三沢市 上北郡おいらせ町	十和田市
三人	二人	二人	二人	三人	二人	二人

三戸郡	上北郡東北町 上北郡六ヶ所村	
三戸郡三戸町 三戸郡五戸町 三戸郡田子町 三戸郡南部町 三戸郡新郷村		二人

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙の告示の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に県議会議員の職にある者に係る県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員数については、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付二十一円七十銭